

米国における金融商品会計の見直し作業 の変遷及び結果の考察

— 金融資産及び金融負債の分類と測定指針の2016年改訂 —

中京大学経営学部教授 吉田 康 英

Consideration of Change and Result of Review-work of Financial Instrument Accounting in the United States

—2016 Revision of Classification and Measurement Guidance for Financial
Assets and Financial Liabilities—

Yoshida, Yasuhide (Professor, Chukyo University)

キーワード

FASB, 混合測定属性モデル, 単一測定属性モデル, 複雑性低減, 経営者の保有の意図, 意思決定有用性, コンバージェンス

はじめに

米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, FASB) は、2016年1月に会計基準更新書第2016-01号「金融商品—全般：金融資産及び金融負債の認識と測定 (以下「2016年米国基準」) (FASB, 2016) を公表した。2006年2月にFASBと国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) は覚書 (Memorandum of Understanding, MoU) 「IFRSと米国会計基準間のコンバージェンスに向けたロードマップ2006-2008 (以下「2006年MoU」) を締結

し、両審議会は共同で金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを開始した。2016年米国基準は、この共同プロジェクトによるFASBの成果の一つである。IASBの成果は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, IFRS) 第9号「金融商品 (以下「IFRS9」) であり、2009年11月に金融資産側、2010年10月に金融負債側を基準化し、2014年7月の改訂 (IASB, 2014) をもって金融資産及び金融負債の分類と測定指針の基準化作業を終了している。

会計基準としてはIASBによるIFRS9が先行する形となり、G20を含む関係者からはコンバージェンスを求める声が多かったにも関わら

ず、FASBによる2016年米国基準は、IFRS9と異なる点が多い。したがって、本稿では2016年米国基準の概要及び基準化までに公表された2つの更新書案の分析を通じて、FASBによる米国の金融商品会計（金融資産及び金融負債の分類と測定指針）の見直し作業の結果を総括する¹。

1. 2016年米国基準による金融資産及び金融負債の分類と測定指針の概要

2016年米国基準は、公開企業について2017年12月15日後に開始する事業年度から適用され、一部の規定を除いて早期適用が認められないため、それまでの金融資産及び金融負債の分類と測定指針は、改訂前の米国基準が適用される²。2016年米国基準は、基本的に改訂前の米国基準の枠組みを踏襲したため、改訂された項目は限定的である。したがって、ここでは改訂前の米国基準を説明した後、2016年米国基準による主な改訂項目を示すことで、改訂後の米国の金融資産及び金融負債の分類と測定指針を概括する。

1.1 改訂前の米国基準による金融資産及び金融負債の分類と測定指針

改訂前の米国基準は、FASBが2009年6月までに公表した個々の会計基準に加えて、FASB以前の米国会計基準設定主体等が公表した個々の会計基準を一つの基準書に再構築したAccounting Standards Codification（以下「ASC」）として体系化されている。ASCによる金融資産及び金融負債の分類と測定指針は、主に資産（Assets）分野のTopic 310：Receivables及びTopic 320：Investment-Debt and Equity Securities、広範な取引（Broad Transactions）分野のTopic 815：Derivatives and Hedging及びTopic 825：Financial Instrumentsに含まれる。ASCによる金融資産及び金融負債の分類と測定指針は、体系化作業前にFASBが公表した次の基準書（Statement

of Financial Accounting Standards（以下「SFAS」）が基礎になっている³。

SFAS80「先物契約の会計処理」（FASB, 1984）
SFAS114「貸付金の減損に関する債権者の会計処理」（FASB, 1993）

SFAS115「特定の債務証券及び持分証券への投資の会計処理」（FASB, 1993）

SFAS133「派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理」（FASB, 1998）

SFAS159「金融資産及び金融負債に対する公正価値オプション」（FASB, 2007）

これらの会計基準は公表後も逐次改訂されているが、金融資産及び金融負債の分類と測定に関する改訂前の米国基準は、1980年代の半ばから1990年代にかけて盛んに開発され、2007年の公正価値オプションの導入をもって一区切りがついている。図表1は、金融資産及び金融負債の分類と測定に関する改訂前の米国基準の枠組みを概括したものである。

改訂前の米国基準において、測定属性や損益測定方法が異なることから当初認識時に分類を要する金融商品は、公正価値オプションの適用を除けば有価証券のみであり、その際の分類規準は経営者の保有の意図が基礎となる。すなわち、有価証券の取得毎に経営者の保有の意図に基づき、売却によって投資額を回収かつ利益獲得を意図する場合は公正価値で測定し、その評価差額は純損益とする（以下「公正価値&純損益」）売買目的有価証券（trading securities）、保有を通じた元利金取り立てによって投資額を回収かつ利益獲得を意図する場合は償却原価とする満期保有証券（held-to-maturity securities）に分類される。売却または保有のいずれを意図するかが取得時に確定していない場合（状況に応じて両方の併用を意図する場合を含む）は公正価値で測定し、その評価差額はその他の包括利益にした上、その後の売却等による売買損益や減損損失はその他の包括利益（累計額）から純損益に組み替える（以下「公正価値&その他の包括利益」）売却可能証券（available-for-sale securities）に分類される。なお、有価証券のうち、債務証券は全ての

図表 1：金融負債及び金融負債の分類と測定に関する改訂前の米国基準の枠組み

測定属性及び評価差額の処理 (ヘッジ会計適用時の取扱いを除く)		対象項目		分類基準
金融資産	公正価値&純損益	デリバティブ資産		—
		公正価値オプション適用の金融資産		当初認識時に指定（事後の取消しは不能）
		売買目的の株式等の持分証券		経営者の保有の意図
		売買目的の債券等の債務証券		経営者の保有の意図
	公正価値&その他の包括利益	売却可能な債券等の債務証券	減損の対象（注2） (2段階アプローチ)	経営者の保有の意図が売買目的及び満期保有目的のいずれにも該当しないもの
		売却可能な株式等の持分証券	減損の対象（注2） (2段階アプローチ)	経営者の保有の意図が売買目的に該当しないもの
	償却原価	満期保有目的の債券等の債務証券	減損の対象（注2） (2段階アプローチ)	経営者の保有の意図（及びそれを裏付ける財務能力があること）
金銭債権		信用減損の対象	—	
取得原価（減損損失を控除後）	公正価値の測定が困難な株式等の持分証券（注1）	減損の対象（注2） (2段階アプローチ)	—	
金融負債	償却原価	金銭債務		—
	公正価格&純損益	デリバティブ負債		—
		公正価値オプション適用の金融負債		当初認識時に指定（事後の取消しは不能）

注1 純資産価格法の適用対象となる株式等の持分証券の測定属性は、純資産価格による。

注2 減損が一時的かどうかを判断し、一時的ではないと判断した場合に減損損失の測定を行う2段階の手順による。なお、同じ2段階アプローチでも、債務証券、持分証券、公正価値測定が困難な持分証券毎に判断基準や手続が異なる。

分類に該当するが、持分証券に限って満期保有証券の分類には該当しない（改訂前 ASC 320-10-25-1, 改訂前 ASC 320-10-35-1）。分類の結果は文書化を要するほか、償却原価となる満期保有証券に分類する場合には、満期まで保有する強い意図に加えて、それを裏付ける財務能力が求められる。

これらの分類の結果は決算日毎に適切性を再評価の上、その後の状況の変化によって当初の分類が実態を反映していない場合には、同時点の公正価値をもとに分類区分の変更の判断を要する（ASC 320-10-35-5～7）。ただし、償却原価となる満期保有証券の分類変更は慎重性が求められるほか、正当な理由なく途中売却等をした場合には、残り全ての満期保有目的の妥当性に疑義が生じるものとし、その結果によっては残り全てを売却可能証券に強制振替とする懲罰的規定（tainting rule）がある（ASC 320-10-35-8～9）。

なお、金融資産は減損処理が問題となるが、

公正価値 & 純損益であれば公正価値測定を通じて自動的に減損損失が認識かつ測定される。したがって、改訂前の米国基準において減損処理の対象になる金融資産は、測定属性が償却（取得）原価の金融資産及び公正価値 & その他の包括利益の売却可能証券が該当する。次に公正価値 & 純損益以外の分類区分がある場合、減損処理の問題のほかに金融資産及び金融負債の測定属性や評価差額の処理の相違に起因する会計上のミスマッチ問題が生じる。この問題に対処するため、改訂前の米国基準では、原則となる分類区分に関係なく、個々の金融資産または金融負債の当初認識時に公正価値 & 純損益を選択（事後の取り消しは不能）できる公正価値オプションの規定を設けている（ASC 825-10-15）。

このように改訂前の米国基準は、①公正価値以外の測定属性を含む混合測定属性モデルであること、②分類規準は取引毎での経営者の保有の意図であり、分類の結果は文書化を要するこ

と、③償却原価となる分類区分は、懲罰的規定も含めて制限が課せられていること、④公正価値測定が困難な株式等の持分証券は取得原価とする例外規定（ただし、減損処理の対象）があること、⑤公正価値 & 純損益以外の分類区分は全て減損処理の対象であり、その際の減損規定は様々なこと等が特徴として挙げられる。

1.2 2016 年米国基準による主な改訂内容

2016 年米国基準は、前述した改訂前の米国基準の枠組みを踏襲しているため、ここでは 2016 年米国基準による主な改訂項目のみを示すことにする。

①公正価値測定が容易な株式等の持分証券は、経営者の保有の意図に関係なく、全て公正価値 & 純損益にしたこと。

改訂前の米国基準では、公正価値測定が容易な株式等の持分証券でも経営者の保有の意図に基づいて売却可能証券に分類した場合、公正価値 & その他の包括利益となる選択肢もあった。これに対して、2016 年米国基準では、公正価値測定が容易な株式等の持分証券を売却可能証券の分類対象外にすることで（2016 年改訂後 ASC 320-10-25-1）、公正価値 & 純損益に一本化している（2016 年改訂後 ASC 321-10-35-1）。したがって、当初認識時の分類や文書化は不要となるほか、公正価値の変動額はその他の包括利益に計上されないため、その後の減損損失の認識の判定や金額の測定、組換調整の手続も不要となる。

②公正価値測定が困難な株式等の持分証券の事後測定に観測可能価格法を許容したこと。

改訂前の米国基準では、公正価値測定が困難な株式等の持分証券の事後測定に投資先の純資産を基礎とする実務的な例外規定（以下「純資産価格法」）を許容していたが（ASC820-10-35-59）、当該規定が適用できない場合には取得原価（ただし、減損処理の対象）となった（改訂前 ASC325-20）。2016 年米国基準では、公正価値測定が困難な株式等の持分証券の事後測定に純資産価格法の適用ができない場合に観測可能価格を用いた方法（以下「観測可能価格法」）の

選択を許容している（2016 年改訂後 ASC 321-10-35-2）。観測可能価格法は、対象となる株式等の持分証券の帳簿価額（減損損失がある場合は当該金額を控除後）を基礎に同一または類似の金融資産の秩序ある取引（orderly transaction）からの観測可能価格（observable price）の変動に基づく増減額を加減するものである。なお、事後測定に観測可能価格法を用いた場合の減損損失は、定性的評価によって減損の兆候が認められ、かつ公正価値が帳簿価額を下回る場合には公正価値まで帳簿価額を切り下げ、当該切下額を純損益に計上する 1 段階アプローチとなる（2016 年改訂後 ASC 321-10-35-3 ~ 4）。したがって、2016 年米国基準では、公正価値測定が困難な株式等の持分証券の事後測定に観測可能価格法が加わり、その場合の減損処理は簡略化されている。

③非公開会社について、償却原価となる金融資産の公正価値の開示は不要にすること。公開企業について、償却原価となる金融資産の公正価値の開示項目のうち、公正価値の測定手法や重要な仮定の記載は不要にすること。

改訂前の米国基準では、原則として全て開示が求められていたことから、2016 年米国基準による公正価値の開示項目の簡略化は、財務諸表作成者側にとって事務負担の軽減につながる（2016 年改訂後 ASC 825-10-50-2A、2016 年改訂後 ASC 825-10-50-10）。

④公開企業について、償却原価となる金融商品の公正価値情報の開示に用いる公正価値は出口価格に統一すること。

改正前の米国基準では、公正価値測定に際して入口価格と出口価格の 2 つの異なる概念に基づく方法の選択を許容していたため、企業によってはいくつかの金融資産の公正価値情報の開示に際して、入口価格となる測定方法を用いていた。2016 年米国基準は、入口価格となる測定方法を削除し（2016 年改訂後 ASC 825-10-15-3）、出口価格となる測定方法に限定することで開示における公正価値概念を統一化し、比較可能性の向上を図っている。

⑤公正価値オプション適用の金融負債の公正価

値変動のうち、固有の信用リスクに起因する部分はその他の包括利益に区分表示すること。

改正前の米国基準では、公正価値オプション適用の金融負債の公正価値の変動の全額を純損益に計上していた（改訂前 ASC 825-10-35-4）。2016 年米国基準では、公正価値の変動を固有の信用リスクに起因する部分とそれ以外の要因（金利リスクや市場流動性リスク等）に起因する部分に区分し、前者はその他の包括利益に計上することで（2016 年改訂後 ASC 825-10-45-5）、いわゆる負債の公正価値測定によるパラドクス問題に対処している⁴。なお、対象金融負債の期限前返済や途中譲渡時のその他の包括利益（累計額）は、純損益に組替調整となる（2016 年改訂後 ASC 825-10-45-6）。

⑥金融資産及び金融負債は、測定属性別及び形態別に区分して貸借対照表上に表示するか、または財務諸表の注記で開示すること。

改正前の米国基準では、売却可能証券及び売買目的有価証券の公正価値と帳簿価額について、異なる測定属性となる類似の資産と区分して貸借対照表上に表示することを求めている

（改訂前 ASC320-10-45-1）。2016 年米国基準では、測定属性別及び取引形態別（有価証券、貸出金、債権等）に区分した上、表示の場所は貸借対照表上の表示に加えて、注記による開示も認めている（2016 年改訂後 ASC320-10-45-1、2016 年改訂後 ASC 825-10-45-1A）。

⑦売却可能証券に係る繰延税金資産の回収可能性（評価引当金の要否等）の判断は、他の繰延税金資産の項目と合算して行う旨を明示したこと。

改訂前の米国基準では、繰延税金資産の回収可能性の判断における売却可能証券の取扱いが不明確であったため、企業によっては他の項目とは別途に行う等、実務上の取扱いにばらつきがみられた。2016 年米国基準では、この問題に対処するため、繰延税金資産の回収可能性の判断に際して売却可能証券に係る部分を別途に取り扱うことなく、他の項目と合算して行う旨を明示し、税効果会計に関する基準を改訂している（2016 年改訂後 ASC 740-10-30-16）。

これらの 2016 年米国基準による主な改訂項目のうち、金融資産及び金融負債の分類と測定指針に直接関連する項目は①及び②だけであ

図表 2：金融資産及び金融負債の分類と測定に関する改訂前の米国基準と 2016 年米国基準による改訂の関係

	改訂前の米国基準	測定属性及び評価差額の処理 (ヘッジ会計適用時の取り扱いを除く)	2016 年米国基準による改訂
	金融資産	デリバティブ資産	公正価値&純損益
公正価値オプション適用の金融資産		公正価値&純損益	変更なし（引き継ぎ）
売買目的の債券等の債務証券		公正価値&純損益	変更なし（引き継ぎ）
売買目的の株式等の持分証券		公正価値&純損益	変更なし（引き継ぎ）
売却可能な株式等の持分証券		改訂前の米国基準による公正価値&その他の包括利益の分類区分は、2016 年米国基準による改訂によって削除、公正価値&純損益に一本化。	
売却可能な債券等の債務証券		公正価値&その他の包括利益	変更なし（引き継ぎ）
満期保有目的の債券等の債務証券		償却原価	変更なし（引き継ぎ）
金融負債	金銭債権	償却原価	変更なし（引き継ぎ）
	公正価値の測定が困難な株式等の持分証券（注）	改訂前の米国基準では取得原価（減損損失を控除後）のみであったが、2016 年米国基準による改訂によって観測可能価格（＝取得原価－減損損失±観測可能な価格の変動額）が追加。また、観測可能価格による場合の減損損失の認識及び測定は、簡素化された 1 段階アプローチを採用。	
	金銭債務	償却原価	変更なし（引き継ぎ）
	デリバティブ負債	公正価値&純損益	変更なし（引き継ぎ）
	公正価値オプション適用の金融負債	改訂前の米国基準では公正価値&純損益であったが、2016 年米国基準による改訂によって公正価値変動のうち、固有の信用リスクに起因する部分はその他の包括利益に区分表示。	

注 純資産価格法の適用対象となる株式等の持分証券の測定属性は、純資産価格による。

り、多くは表示または開示に関する項目（③から⑥）と税効果会計に関する項目（⑦）である。図表2は、金融資産及び金融負債の分類と測定に関する改訂前の米国基準と2016年米国基準による改訂の関係を整理したものである。

1. 3 2016年米国基準の基本構造

前述のように2016年米国基準による主な改訂項目の多くは表示または開示に関する項目であり、金融資産及び金融負債の分類と測定指針に直接関連する項目は株式等の持分証券の取り扱いに集中している。具体的には、株式等の持分証券について経営者の保有の意図による公正価値 & その他の包括利益の分類を削除し、全て公正価値 & 純損益に一本化することで組替調整は不要にした。これに伴い、公正価値測定が容易な株式等の持分証券の減損処理に関する規定は不要になった。公正価値測定が困難な株式等の持分証券は引き続き減損処理が必要となるが、改訂前の米国基準が求める減損が一時的かどうかの判断は不要とし、定性的評価（減損の兆候の有無）だけで減損損失を認識かつ測定する1段階アプローチを採用している。なお、公正価値測定が困難な株式等の持分証券にも例外なく公正価値測定を強制した場合、費用対効果や会計上の見積りによる信頼性の問題が生じる。2016年米国基準が採用した観測可能価格法は、これらの問題に対処しつつ、公正価値測定が困難な株式等の持分証券の測定属性について、検証可能な範囲内で公正価値に接近を図ったものといえる。

このように2016年米国基準では、株式等の持分証券の分類と測定指針は改訂する一方、債券等の債務証券及び金融負債の分類と測定指針は、改訂前の米国基準を踏襲している。具体的には、債券等の債務証券は引き続き経営者の保有の意図を反映して公正価値 & 純損益、公正価値 & その他の包括利益または償却原価のいずれかに分類するほか、償却原価に分類した債券等の債務証券を正当な理由なく途中売却等した場合の懲罰的規定も踏襲している。結果として2016年米国基準による改訂は主に表示及び

開示であり、金融資産及び金融負債の分類と測定は、株式等の持分証券を除いて、改訂前の米国基準と実質的に同じと言える。

2. 2016年米国基準に至るまでの更新書案にみる見直し方針の変遷

2016年米国基準の基準化に至るまで、FASBは2つの更新書案を公表している。第一弾は2010年5月公表の更新書案「金融商品の会計及びデリバティブ商品とヘッジ活動の会計の改訂（以下「2010年更新書案」）」であり、これに対するコメントやその後のIASBとの共同審議の結果を踏まえた第二弾は、2013年2月公表の更新書案「金融商品－全般（subtopic825-10）、金融資産及び金融負債の認識と測定（以下「2013年更新書案」）」である。2010年更新書案と2013年更新書案の内容は大きく異なるほか、2016年米国基準は直近に公表された2013年更新書案から方針転換が図られている。

したがって、ここでは2016年米国基準に至るまでの2つの更新書案の概要及び見直し方針の変遷の分析を通じて、FASB及び米国の利害関係者の問題意識を考察する。

2. 1 2010年更新書案の概要及び基本構造

2. 1. 1 2010年更新書案の概要

2010年更新書案は、金融資産及び金融負債の分類と測定指針だけではなく、金融資産の減損処理及びヘッジ会計の見直しを含む包括的な内容であるが⁵、ここでは金融資産及び金融負債の分類と測定指針に限って検討を行うものとする。2010年更新書案で提案された金融資産及び金融負債の分類と測定指針の改訂案の概要は次の通りである。

1) 公正価値 & 純損益となる金融商品 (FASB, 2010, par.20)

- ・ 売買（トレーディング）目的の金融商品
- ・ デリバティブ
- ・ 株式等の持分性商品⁶
- ・ 分離処理を要する組込デリバティブを含む複合商品（hybrid instrument）⁷

2) 公正価値&その他の包括利益となる金融商品 (FASB, 2010, par.24)

公正価値&その他の包括利益に分類される金融商品は、次の3つの適格要件（以下「公正価値&その他の包括利益の適格要件」）を全て満たすことが求められる（FASB, 2010, par.21）。ただし、公正価値&その他の包括利益の適格要件を満たした金融資産の評価差額は、その他の包括利益計上が強制されるわけではなく、許容されるにすぎない。あくまでも原則は公正価値&純損益につき、当初認識時点で評価差額を純損益またはその他の包括利益のいずれに計上するかを決定する必要があり、その後の変更は認められない（FASB, 2010, par.23）。

- ①満期日に元本が返済（決済）される債務性商品であること。
- ②第三者への売却（期限前返済）ではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収（支払）が目的の事業戦略（business strategy）に基づく保有であること。
- ③分離処理を要する組込デリバティブを含む複合商品ではないこと。

これらの適格要件を勘案すると、公正価値&その他の包括利益に分類可能な金融商品は、保有を前提とした事業戦略のもと（適格要件②）、元利金に係るキャッシュ・フローは契約に基づき（適格要件①）、レバレッジ性がない（あっても僅少）もの（適格要件③）であり、具体的には保有を前提とした金銭債権・債務や債券等が該当する。なお、公正価値&その他の包括利益に分類される金融商品は、信用減損モデルの適用対象になる。

3) 公正価値以外となる金融商品

償却原価を選択できる金融商品

- ・償却原価オプション適用の金融負債 (FASB, 2010, par.28)

次の2つの適格要件を全て満たした金融負債の測定属性は、公正価値に代えて償却原価を選択できる（以下「償却原価オプション」）。なお、その後の取り消しは認められない。

- ①公正価値&その他の包括利益の適格要件を満たすこと。

- ②当該金融負債を公正価値で測定した場合、資産及び負債間の測定属性のミスマッチ（以下「会計上のミスマッチ」）が生じるか、または増大すること。

- ・償却原価オプション適用の短期の債権債務 (FASB, 2010, par.33)

次の2つの適格要件を全て満たした通常の営業循環過程で生じた債権債務の測定属性は、公正価値に代えて償却原価（公正価値ヘッジのヘッジ対象の場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動額を加減）を選択できる。

- ①公正価値&その他の包括利益の適格要件を満たすこと。
- ②支払（受取）期限が1年を超えない通常の決済条件であること。

なお、償却原価オプション適用の金融資産は、信用減損モデルの適用対象になる。

再測定額となるコア預金負債 (FASB, 2010, par.31)

コア預金負債（core deposit liability）の測定属性は、その平均残高を残存期間に対応する代替資金レートとコア預金負債レート（コスト織込後）との差額で割り引いた再測定額とする。なお、コア預金負債の当初の測定属性は取引価格とし、公正価値&その他の包括利益の適格要件を満たす場合の再測定額の変動は、その他の包括利益に計上する。

償還価値となる投資 (FASB, 2010, par.34)

次の4つの特徴を全て有する投資の測定属性は、償還価値とする。

- ①所有権に制限があり、市場性がない（または極めて乏しい）ことから、公正価値の測定が困難であること。
- ②当初の投資額を上回る金額での償還はないこと。
- ③保有目的は、資本価値の増加とは異なる便益を得るためであること。
- ④保有者が当該投資の発行体と取引を行ったり、運営する活動に参加するためには投資が必要であること

これらの特徴を全て有する投資の例としては、金融機関が保有する連邦準備銀行や連邦住

宅貸付銀行の株式が該当する⁸。

2. 1. 2 2010年更新書案の基本構造

図表3は、2010年更新書案で提案された金融資産及び金融負債の分類と測定指針の基本的な枠組みを表にまとめたものである。

2010年更新書案にて提案された金融資産及び金融負債の分類と測定指針の特徴は、混合測定属性モデルであるものの、償却原価や公正価値&その他の包括利益の適用には一定の適格要件を課した上、そのいずれも任意（選択または許容）とする点である。したがって、償却原価やその他の包括利益計上とする規定を選択または適用しなければ、一部の限定的な例外（償還価値となる投資及び再測定額となるコア預金負債）を除き、全ての金融資産及び金融負債は公正価値&純損益になる。その意味では、会計基準上は償却原価を含む混合測定属性モデルであるが、実質的には公正価値&純損益による単一測定属性モデルを目指したものと言え

る。なお、公正価値&その他の包括利益の適格要件に事業戦略があるため、分類に際して、経営者の保有の意図は完全に排除されていないが、その適用は任意であるために絶対的ではなく、金融商品自体の特徴を重視している点に特徴がある。

2. 2 2013年更新書案の概要及び基本構造

2. 2. 1 2013年更新書案の概要

FASBは2010年更新書案に寄せられたコメント及びIASBとの共同審議をもとに検討を進めた結果、金融資産及び金融負債の分類と測定指針に限定した新たな見直し案として2013年更新書案を公表している。2013年更新書案では、金融資産の分類に際して契約上のキャッシュ・フロー特性及び企業の金融資産の運用方針である事業モデル（business model）の2つの分類規準を提案している（FASB, 2013, 825-10-25-16）。

図表3：2010年更新書案による金融資産及び金融負債の分類と測定指針の枠組み

測定属性及び評価差額の処理 (ヘッジ会計適用時の取扱いを除く)		対象項目	適用規定	分類基準（適格要件）
金融資産	公正価格&純損益	公正価値&その他の包括利益または償却原価オプションの適格要件を満たさないか、満たした場合でも選択・適用しない全ての金融資産（償還価値となる金融資産を除く）	原則	なし(原則かつ残余の分類区分)
	公正価値&その他の包括利益	所定の適格要件を満たす債務性商品	信用減損の対象 許容(注1)	金融商品自体の特徴+事業戦略
	償還価値	対象先の出資金（投資）	信用減損の対象 強制	金融商品自体の特徴
	償却原価	所定の適格要件を満たした支払期限が1年を超えない通常営業循環からの債権	信用減損の対象 選択(注2)	金融商品自体の特徴+事前戦略+支払期限の長短（1年以内）
金融負債	公正価値&純利益	公正価値&その他の包括利益分類または償却原価オプションの適格要件を満たさないか、満たした場合でも選択・適用しない全ての金融負債（再測定額となるコア預金負債を除く）	原則	なし(原則かつ残余の分類区分)
	公正価値&その他の包括利益	所定の適格要件を満たす債務性商品	許容(注1)	金融商品自体の特徴+事業戦略
	再測定額	コア預金負債	強制	資金調達の実態（資金源としての安定性）
	償却原価	所定の適格要件を満たす債務性商品	選択(注2)	金融商品自体の特徴+事業戦略+会計上のミスマッチの有無
		所定の適格要件を満たした支払期限が1年を超えない通常営業循環からの債務	選択(注2)	金融商品自体の特徴+事業戦略+支払期限の長短（1年以内）

許容（注1） 公正価値&その他包括利益は、その適格要件を満たした場合に許容される（強制ではない）。適用の対象範囲は、所定の事業戦略で運用されるグループ単位となる（個々の取引単位ではない）。
 選択（注2） 適格要件を満たした個々の金融資産または金融負債の単位毎に選択となる。

契約上のキャッシュ・フロー特性（FASB, 2013, 825-10-25-17～24）

金融資産から生じるキャッシュ・フローは、契約に基づいて特定日に生じる元本及び元本残高に対応する利息のみであること。したがって、キャッシュ・フローが契約に起因する元本及び利息のみで構成される一般的な社債や金銭債権等の債務性商品は該当する一方、契約上のキャッシュ・フローがない株式等の持分性商品やデリバティブは該当しないことになる。また、組込デリバティブによってキャッシュ・フローの発生時期または発生金額が大きく変動し、元本や利息の定義から逸脱する可能性がある複合商品も該当しないことになる。

金融資産の運用方針である事業モデル（FASB, 2013, 825-10-25-25）

金融資産の運用方針である事業モデルは、次の3つのモデルのいずれかに該当すること。なお、事業モデルの決定に際しては、経営幹部宛てに報告される業績の内容、業績給の査定に用いる指標、過去の売却理由、売却の頻度及び売却額の重要性、将来における売却の見通し等を考慮する。

- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの取立てを目的として合同運用を行う事業モデル（以下「元利金取立モデル」）。
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの取立て及び売却の両方を目的として合同運用を行う事業モデル（以下「元利金取立・売却一体化モデル」）。したがって、個々の金融資産の当初認識時点では、契約上のキャッシュ・フローの取立てまたは売却のいずれが目的であるかは特定されない。
- ・元利金取立モデルまたは元利金取立・売却一体化モデルのいずれにも該当しない事業モデル（売却モデル等）

これら2つの分類規準に基づく2013年更新書案の金融資産及び金融負債の分類と測定指針の提案の骨子は、次のとおりである（FASB, 2013, 825-10-35-8）。なお、2013年更新書案では事業モデルに変更がある場合に金融資産の分

類変更を要するが、事業モデルの変更は極めて限定な場合にのみ生じるとしている（FASB, 2013, 825-10-35-22）。

1) 償却原価となる金融資産

元利金取立モデルにて合同運用される契約上のキャッシュ・フロー特性を満たす金融資産

2) 公正価値 & その他の包括利益となる金融資産

元利金取立・売却一体化モデルにて合同運用される契約上のキャッシュ・フロー特性を満たす金融資産

3) 公正価値 & 純損益となる金融資産

契約上のキャッシュ・フロー特性を満たさない金融資産及び契約上のキャッシュ・フロー特性を満たしているが、元利金取立モデル及び元利金取立・売却一体化モデルのいずれにも該当しない事業モデルにて合同運用される金融資産

4) 例外的な測定属性となる金融資産

公正価値測定が困難な持分性商品

公正価値測定が困難な持分性商品の測定属性について、純資産価格法が適用できない場合は、観測可能価格法によることができる（FASB, 2013, 825-10-35-17）。

ローン・コミットメント等

ローン・コミットメント等による信用供与者側の会計処理は、ローン・コミットメント等の行使可能性によって異なる（FASB, 2013, 825-10-35-20～21）。ローン・コミットメント等の行使可能性が乏しくない（not remote）場合、ローン・コミットメント等の行使によって創出される金融資産の分類に対応させる。したがって、行使後に創出される金融資産の測定属性が公正価値となる場合はローン・コミットメント等も公正価値となり、償却原価となる場合のローン・コミットメント等の受取手数料は、繰延処理（行使後の金融資産の認識期間を通じて按分）となる。一方、ローン・コミットメント等の行使可能性が乏しい（remote）場合、その受取手数料はローン・コミットメント期間を通じて認識される。

5) 金融負債の測定属性

金融負債の測定属性は償却原価が原則であ

り、空売り（short sale）に起因するもの及び公正価値で第三者に移転することが目的の事業戦略（business strategy）のもとで発行する負債は公正価値となる（FASB, 2013, 825-10-35-10）。なお、契約上で関連付けられた金融資産から生じるキャッシュ・フローのみが返済原資となるノンリコース（nonrecourse）の金融負債の測定属性は、関連付けられた金融資産の測定属性に対応させる（FASB, 2013, 825-10-35-11）。

2. 2. 2 2013年更新書案の基本構造

図表4は、2013年更新書案で提案された金融資産及び金融負債の分類と測定指針の基本的な枠組みを表にまとめたものである。

2013年更新書案の特徴は、償却原価の適用も念頭に置いた混合測定属性モデルであり、金融資産の分類区分は改訂前の米国基準と同様に公正価値と純損益、公正価値とその他の包括利益及び償却原価の3つとなる。ただし、分類規準について、改訂前の米国基準は、個々の金融資産の当初認識時点における経営者の保有の意図に依拠し、償却原価に分類した金融資産を

正当な理由なく途中売却等した場合の懲罰的規定を設けていた。これに対して、2013年更新書案では、経営者の保有の意図よりも高次元であり、外部から事後的に観察可能な事業モデルを分類規準に採用した関係上、償却原価に分類した金融資産も事業モデルの趣旨に反しない範囲での売却も想定することから懲罰的規定は設けていない（FASB, 2013, BC128）。

2013年更新書案では、公正価値オプションを適用しない限り、元利金取立モデルで合同運用される契約上のキャッシュ・フロー特性を満たす金融資産の測定属性は、分類規準に基づいて償却原価となる。金融負債の測定属性も原則は償却原価につき、実質的には公正価値と純損益による単一測定属性モデルを目指した2010年更新書案と異なり、2013更新書案は償却原価の意義を認めた混合測定属性モデルと言える。ただし、分類規準に契約上のキャッシュ・フロー特性を採用した結果、株式等の持分性商品は公正価値と純損益のみに分類されるほか、償却原価になりうる金融資産の種類は絞り込まれる。したがって、2013更新書案では、事業モデルを通じて包括的に経営者の保有の意図を

図表4：2013年更新書案による金融資産及び金融負債の分類と測定指針の枠組み

測定属性及び評価差額の処理 (ヘッジ会計適用時の取扱いを除く)	対象項目	分類基準	
金融資産	償却原価	契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たす債務性商品のうち、元利金取立モデルにて合同運用の金融資産	契約上のキャッシュ・フロー特性（個別単位）+事業モデル（包括単位）
	公正価値とその他の包括利益	契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たす債務性商品のうち、元利金取立・売却一体化モデルにて合同運用の金融資産	契約上のキャッシュ・フロー特性（個別単位）+事業モデル（包括単位）
	公正価値と純損益	契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を満たさない金融資金及び要件は満たすが上記2つの事業モデル以外の事業モデルにて合同運用の金融資産	契約上のキャッシュ・フロー特性（個別単位）+事業モデル（包括単位）
		公正価値オプション適用の金融資産	エクスポージャー管理の実態
観測可能価格（=取得原価－減損損失±観測可能価格の変動額）	公正価値の測定が困難な株式等の持分投資（注）。 なお、減損損失の認識及び測定は、簡素化されたアプローチによる。	—	
金融負債	償却原価	金銭債務	原則（公正価値と純損益に該当しない場合）
	公正価値と純損益	空売りに起因するもの	取引の形態
		公正価値オプション適用の金融負債	エクスポージャー管理の実態
	公正価値による第三者移転が目的の事業戦略のもとで発行する金融負債	事業戦略	

注 純資産価格法の適用対象となる株式等の持分投資の測定属性は、純資産価格による。

反映する形で償却原価を取り込む一方、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フロー特性を通じて、株式等の持分性商品を含むキャッシュ・フローの変動可能性が高い金融商品は、経営者の保有の意図に関係なく公正価値&純損益とする枠組みになっている。

2. 3 更新書案から 2016 年米国基準に至る変遷と関係性

2. 3. 1 改訂前の米国基準から 2010 年更新書案に至る変遷

改訂前の米国基準は、測定属性として償却原価に意義を認めた混合測定属性モデルであり、分類に際しては経営者の保有の意図及び金融商品の取引形態に依拠している。これに対して、2010 年更新書案は償却原価の適用を限定かつ任意選択とすることで公正価値による単一測定属性モデルに接近を図っているため、多くの金融商品は貸借対照表上において公正価値で表示される。2010 年更新書案において、従来の混合測定属性モデルから公正価値による単一測定属性モデルへの接近を図った理由について、FASB は混合測定属性モデルによると金融商品のリスク評価に必要な情報が十分に提供されないこと、測定属性や損益の測定方法を決定付ける分類規準が主観的にすぎること挙げている（FASB, 2010, BC8）。混合測定属性モデルの場合、キャッシュ・フロー及びリスクが同一（または類似）の金融商品であっても、分類が異なれば測定属性や損益の測定方法が異なり、分類規準が経営者の保有の意図に依存するならば、主観の介入が否めないためである。

これに対して、測定属性を単一化すれば分類規準は不要または簡素化されるため、会計基準の複雑性低減につながり、財務諸表利用者も複数の測定属性に起因する会計数値の相違を意識する必要がなくなる。単一測定属性モデルを想定した場合、いずれの測定属性を採用するかの問題を解決する必要がある。金融商品の測定属性としては、公正価値、現在価値及び償却原価が想定されるが、FASB としては、現在価値の定義は不十分で混乱が生じる等の理由からコ

ア預金負債への適用にとどめている（FASB, 2010, BC66-68）。残った公正価値及び償却原価については、かねてからいずれが金融商品にとって適切な測定属性であるかの議論がある。この点について、FASB は 2006 年 MoU に基づく IASB との共同審議の成果の一つとして 2008 年に公表された討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減（以下「2008 年討議資料」）」（IASB, 2008）に依拠し、全ての種類の金融商品に対して適切な測定属性は公正価値であるとの立場を示している（FASB, 2010, BC56）。

2008 年討議資料では、金融商品から生じる将来キャッシュ・フローの変動可能性に着目し、将来キャッシュ・フローの変動可能性が大きい金融商品の場合、当初認識時のキャッシュ・フローを基礎とする償却(取得)原価は将来キャッシュ・フローと相関関係がないため、将来キャッシュ・フローの予測に役立たないこと、将来キャッシュ・フローの発生時期及び金額が変動するために償却原価の測定は困難であること等を理由として、公正価値が唯一適切な測定属性とする（IASB, 2008, pars.3.12-3.18）。これに対して、将来キャッシュ・フローが固定または変動可能性が小さい金融商品は、金融資産及び金融負債に分けて、償却（取得）原価及び公正価値による測定の利点と欠点を併記している（IASB, 2008, pars.3.19-3.30）。将来キャッシュ・フローの変動可能性が大きい金融商品は公正価値が適切とする点に異論がなく、将来キャッシュ・フローが固定または変動可能性が小さい金融商品の公正価値測定にも一定の合理性があるならば、単一の測定属性として二者択一が迫られた場合、消去法として公正価値が残ることになる。

これらの議論を踏まえて、2010 年更新書案では改訂前の米国基準と同様に混合測定属性モデルを採用しつつ、償却原価の適用は限定かつ任意とし、限りなく公正価値に基づく単一測定属性モデルに接近を図ることで、FASB としては混合測定属性モデルに内在する問題の解決を目指したものと見える。したがって、2010 年

更新書案によると多くの金融商品の測定属性は公正価値となるが、その場合の評価差額は無条件に全て純損益に計上されるわけではない。前述のように公正価値 & その他の包括利益の適格要件を満たす場合は、その他の包括利益に計上できるほか、償却原価オプションを適用すれば償却原価を選択できる。

その意味において2010年更新書案は、2008年討議資料が提案する複雑性低減の長期的解決策及びFASBやIASBも参画したジョイント・ワーキング・グループ(JWG)が2000年12月に公表した基準案「金融商品及び類似項目(以下「JWGドラフト基準」)(JWG, 2000)が目指した、全ての金融商品を公正価値 & 純損益とする完全公正価値会計ではない。しかしながら、公正価値 & その他の包括利益や償却原価オプションの適格要件を満たした場合でも、経営者がそれを選択適用しなければ、完全公正価値会計に接近することから、2010年更新書案は2008年討議資料及びJWGドラフト基準が目指す方向と同一線上にある。

2. 3. 2 2010年更新書案から2013年更新書案に至る変遷

2010年更新書案は多くの金融資産及び金融負債の測定属性が公正価値になることから同案に対する賛成意見は少なく、大多数の利害関係者からは、貸付金等の金銭債権やコア預金負債を含む大半の金融負債は償却原価を原則とする混合測定属性モデルが適切との意見が寄せられた。現在の経済事象を反映し、市場での損失見通しを早期に警告し得る公正価値の有用性は世界金融危機の際にも立証されたとの理由から、公正価値による測定範囲の拡大に賛成する意見もみられたが、財務諸表利用者を含む多くの利害関係者は、次の理由から懸念を示している(FASB, 2013, BC90-97)。

- ・観測可能な市場がない貸付金等の公正価値測定は、主観の介入度合いが大きいこと。
- ・契約上のキャッシュ・フローの回収(支払)を目的とする事業戦略にて保有する金融資産の公正価値測定は、当該戦略の結果を適切に

表現できないこと。

- ・公正価値情報は目的適合性があり、金融商品のリスク分析に際して有益であるが、その情報の提供方法は開示の充実でも可能であること等。

公正価値に基づく単一測定属性モデルへの接近を図った2010年更新書案は、多くの利害関係者から賛成意見が得られず、2013年更新書案では測定属性として償却原価の意義を認めた混合測定属性モデルになっている。この場合に問題となる金融資産の分類規準としては、金融商品の契約上のキャッシュ・フロー特性及び事業モデルの2つを採用している。用語(2013年更新書案では契約上のキャッシュ・フロー特性に対して、2010年基準書案では債務性商品。2013年更新書案では事業モデルに対して、2010年更新書案では事業戦略)及び適格要件は必ずしも同一ではないものの、この2つを分類規準に用いる点は、いずれの更新書案も同じである。しかしながら、2010年更新書案では償却原価または公正価値 & その他の包括利益となる分類規準を満たしても、それは選択または許容される会計処理にすぎず、原則は公正価値 & 純損益であった。これに対して、2013年更新書案では分類規準を満たした金融商品の会計処理は、公正価値オプションを選択しない限り、当該分類に定められた測定属性及び損益の測定方法が適用され、選択または許容ではない点が異なる。

2013年更新書案では、金融資産の価値の実現方法は契約上のキャッシュ・フロー(元利金)の取り立てまたは売却の2つであることから、元利金取立モデルは償却原価、元利金取立・売却一体化モデルは公正価値 & その他の包括利益とした上、これらのモデルに適格な金融商品は契約上のキャッシュ・フロー特性を満たすことを求めている。これら2つのモデルに該当しない事業モデルで運用する金融資産や契約上のキャッシュ・フロー特性を満たさない金融資産は、公正価値 & 純損益となる。

改訂前の米国基準による有価証券の分類と対比すると、償却原価となる満期保有証券は元利

金取立モデルと対応、公正価値 & その他の包括利益となる売却可能証券は元利金取立・売却一体化モデルと対応、公正価値 & 純損益となる売買目的証券はその他の事業モデルに対応する。したがって、経営者の保有の意図である金融資産の価値の実現方法の違いに応じて3つに分類する点は、改訂前の米国基準及び2013年更新書案とも同じである一方、両者において次の点が異なる。

- ・分類の適用範囲について、改訂前の米国基準は有価証券のみに対して、2013年更新書案は金融資産の全般であること。
- ・具体的な分類の仕方について、改訂前の米国基準は個々の取引単位の当初認識時に分類かつ文書化を要するに対して、2013年更新書案は包括的な単位である事業モデルの運用実態によること。
- ・株式等の持分性商品の分類について、改訂前の米国基準は売却可能証券として公正価値 & その他の包括利益にする選択肢もあったが、2013年更新書案は契約上のキャッシュ・フロー特性を満たさないことを理由に公正価値 & 純損益のみに限定したこと。

公正価値による単一測定属性モデルへの実質的な接近を図った2010年更新書案から一転して、2013年更新書案では、改訂前の米国基準と同様に償却原価の意義を認める混合測定属性モデルに回帰している。その背景には、前述のように米国の利害関係者の多くが償却原価を含む混合測定属性モデルを選好したことに加えて、IASBによるIFRS9とのコンバージェンスを意識したことがある。2013年更新書案の開発過程において、FASBはIASBが既に公表していたIFRS9とは異なる分類規準の検討をとりやめ⁹、用語も含めて可能な限りIFRS9との実質的な同一化を図っている（FASB, 2013, BC107-108）。コンバージェンスを意識する点はIASBも同じであり、2013年更新書の公表時点のIFRS9の金融資産の分類区分は償却原価と公正価値 & 純損益の2区分のみにて、公正価値 & その他の包括利益となる区分はなかった。これについて、IASBは2013年更新

書案で示された米国による金融商品会計の見直し動向を考慮し、2014年7月にIFRS9を改訂して公正価値 & その他の包括利益となる区分を追加した結果、分類区分と会計処理の枠組みは、IFRS9及び2016年米国基準とも一部を除いて同じになった¹⁰。

このように2013年更新書の公表時点におけるFASBの方針は、米国基準とIFRSのコンバージェンスを意識した形になっている。

2. 3. 3 2つの更新書案と2016年米国基準間の関係性

前述のように米国の金融商品会計の見直しの方向性は、JWGドラフト基準や2008年討議資料の長期的解決策を意識して公正価値による単一測定属性モデルへの実質的な接近を図った2010年更新書案から一転し、2013年更新書案ではIFRS9とのコンバージェンスを意識して、事業モデルを通じて経営者の保有の意図を反映した混合測定属性モデルに回帰している。IFRSとのコンバージェンスは、世界金融危機の主な原因の一つに会計基準の不備があると指摘し、FASB及びIASBに見直しを強く迫ったG20の要請であり、米国外の利害関係者も望んだ点である¹¹。しかしながら、2016年米国基準は、直近の2013年更新書案が提案したIFRSとのコンバージェンスを採用することなく、主に株式等の持分証券の会計処理及び財務諸表上の表示・開示の限定的な改訂にとどめ、基本的には改訂前の米国基準の枠組みを踏襲している。図表5は、改訂前の米国基準から2つの更新書案を経て、2016年米国基準に至るまでの変遷を主な項目毎に示したものである。

公正価値による単一測定属性モデルへの接近を図り、金融機関を中心に長年の懸念事項であったコア預金負債に新たな測定属性を採用する等の抜本的な解決策を提案した2010年更新書案と異なり、2013年更新書案及び2016年米国基準は、いずれも改訂前の米国基準と同様に混合測定属性モデルを採用している。なお、2013年更新書案では、IFRS9とのコンバージェンスの観点から金融資産の分類規準の変更等を

図表 5：改訂前の米国基準，更新書案から 2016 年米国基準までの主な変遷

	改訂前の米国基準	2010 年更新書案	2013 年更新書案	2016 年米国基準
会計モデル	混合測定属性モデル	単一測定属性モデル(実質)	混合測定属性モデル	混合測定属性モデル
基本となる分類区分 (例外的な項目を除く)	公正価値&純損益	公正価値&純損益	公正価値&純損益	公正価値&純損益
	公正価値&その他の包括利益	(公正価値&その他の包括利益及び償却原価の分類区分は、任意・選択適用)	公正価値&その他の包括利益	公正価値&その他の包括利益
	償却原価		償却原価	償却原価
分類の基準 (金融資産の場合)	経営者の保有の意図	(公正価値&純損益以外の場合は事業戦略、個々の金融商品の特徴及び支払期限)	事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性	経営者の保有の意図
分類の時点及び立証方法	個々の取引の当初認識時点に分類かつ文書化	任意・選択適用の対象となる個々の取引の当初認識時点に分類	合同運用を通じて分類、その事業モデルの運用実態から確認	個々の取引の当初認識時点に分類かつ文章化
分類の対象範囲	有価証券のみ	金融商品の全般	金融商品の全般	有価証券のみ
当初分類後の変更	許容	禁止	禁止	許容
償却原価分類の途中売却等に対する設置	懲罰的規定あり	明示的な規定なし	明示的な規定なし	懲罰的規定あり
公正価値オプション	あり	なし	あり	あり
複合商品の分離処理 (金融資産の場合)	あり	なし	なし	あり
複合商品の分離処理 (金融負債の場合)	あり	なし	あり	あり
コア預金負債	(測定値)	債務(預金)額	再測定額(現在価値)	債務(預金)額
	(開示)	要求項目なし	要求項目あり	要求項目あり
株式等の持分証券(資本性商品)の会計処理	公正価値&純損益	公正価値&純損益	公正価値&純損益	公正価値&純損益
	公正価値&その他の包括利益	—	—	—
その他の包括利益(累計額)からの組替調整	あり	あり	あり	あり

提案したが、最終的には採用されなかったため、2016 年米国基準は基本的に改訂前の米国基準の枠組みを踏襲している。その結果、改訂前の米国基準に内在する問題点の多くは未解決のまま、2016 年米国基準に引き継がれた形になっている。

ここでは 2 つの更新書案を通じて議論となった改訂前の米国基準の問題点のうち、①償却原価分類の途中売却等に対する措置、②公正価値オプション、③複合商品の分離処理、④コア預金負債の 4 項目について、その議論の背景と結果を概括する。

①償却原価分類の途中売却等の措置

改訂前の米国基準では、経営者の保有の意図に基づいて償却原価となる満期保有証券の分類を設ける一方、当該分類の有価証券を正当な理由なく途中売却または分類変更することを防止するため、会計基準として懲罰的規定を定めて

いた。経営者の保有の意図に依存する分類規準の濫用を想定した場合、この懲罰的規定は必要悪ともいえるが、当初認識後に経済環境の変化があっても、会計基準による制約で弾力的な対応ができないこと、正当な理由の解釈が金融商品会計の複雑性を生じさせること等の問題点が指摘されていた。

この問題に対して、2010 年更新書案では細則を定めるよりも、原則を重視する観点から懲罰的規定を定めていない。具体的には、公正価値&その他の包括利益分類または償却原価オプションの適格要件の一つである事業戦略（第三者への売却ではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的）による金融商品は、頻繁な売却を想定しない長期的な事業活動の一部として、契約期間の大部分を通じて保有するとの原則のみを示すにとどめ、意図の立証方法や具体的な保有期間等の細則は定めないとして

いる（FASB, 2010, BC97）。したがって、2010年更新書案では、改訂前の米国基準のような懲罰的規定の概念はない。2013年更新書案では、IFRS9とのコンバージェンスの観点から、分類の単位を改訂前の米国基準による金融資産毎の個別単位から事業モデルの包括単位に変更した関係上、元利金取立モデルの目的を逸脱しない範囲内での売却が許容される。

したがって、2013年更新書案でも、改訂前の米国基準のような懲罰的規定の概念はない。しかしながら、2016年米国基準による分類規準は、改訂前の米国基準と同様、金融資産毎の個別単位を対象とする経営者の保有の意図を採用した結果、懲罰的規定も同様に引き継いだことから、本件を巡る問題は改訂後も解消されていない。

②公正価値オプション

公正価値オプションは、混合測定属性モデルであるため、金融資産及び金融負債の測定属性や損益の測定方法が異なることによる会計上のミスマッチの解消手段のほか、ヘッジ会計の代用手段として簡単かつ結果の理解が容易な対応策である。しかしながら、「オプション」と称される通り、その選択は任意であり、会計上のミスマッチがある状況でも適用は強制されないため、会計情報の比較可能性及び首尾一貫性の問題があること、一般原則に対する例外措置として金融商品会計の複雑性を生じさせること等の問題点が指摘されていた。

この問題に対して、実質的に公正価値による単一測定属性モデルへの接近を図った2010年更新書案では、金融資産及び金融負債の両方とも公正価値&純損益が原則となり、償却原価や公正価値&その他の包括利益の分類は、任意または選択になった関係上、公正価値オプションの必要性は低下した（FASB, 2010, BC60）。したがって、2010年更新書案では、同更新書案の適用対象となる金融商品の公正価値オプションは廃止されている。しかしながら、2013年更新書案では、分類規準を満たせば償却原価となる分類区分が復活し、2010年更新書案と比べて公正価値による測定範囲が狭

くなったことから、公正価値オプションの規定が盛り込まれている。

この対応方針は2016年米国基準でも同じであり、結果として改訂前の米国基準の公正価値オプションが引き継がれたため、本件を巡る問題は改訂後も解消されていない。

③複合商品の分離処理

一つの取引（契約）がホスト契約と組込デリバティブで構成される複合商品については、両者の分離処理の必要性の判断や分離処理となる場合の会計処理が金融商品会計の複雑性を生じさせること等の問題点が指摘されていた。

この問題に対して、2010年更新書案では、複合商品の分離処理を行わず、その全体を公正価値で測定の上、評価差額は当該商品を公正価値&その他の包括利益に分類する場合を除いて純損益に計上する（FASB, 2010, par.21.c）。したがって、公正価値&その他の包括利益の適格要件の一つである「分離処理を要する複合商品ではないこと」は評価差額の計上区分に影響するため、分離処理の必要性の判断は引き続き残るが、分離処理の会計処理自体は不要になる。2010年更新書案が提案する複合商品の一体化処理は、金融資産及び金融負債の両方に適用されるため、会計処理は対称的となる。この場合、負債側の複合商品の公正価値測定による評価差額は、当該商品を公正価値&その他の包括利益に分類しない限り、仮に分離処理をした場合には純損益としない選択肢もあるホスト契約部分の評価差額も全て純損益となるため、負債の公正価値測定のパラドクス問題が拡大することになる。この問題に対処するため、負債側の複合商品のみ分離処理の規定を残した場合には金融商品会計の複雑性が増加するとして（FASB, 2010, BC114）、2010年更新書案では資産側の複合商品との会計処理の一貫性を重視し、負債側の複合商品も一体化処理とした上、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は包括利益（損益）計算書上で個別表示することを提案している（FASB, 2010, par.94）。これに対して2013年更新書案では、IFRS9とのコンバージェンスの観点から資産側の複合商品は

分離処理を行わず、その全体を分類対象にする一体化処理とする一方、負債側の複合商品は分離処理の要件を満たす場合に分離処理することを提案している。したがって、2013年更新書案では、負債の公正価値測定のパラドクス問題の拡大を回避しつつ、資産側の複合商品の分離処理の判断や分離の会計処理は不要となる利点がある一方、負債側との会計処理の一貫性は維持できないことになる。なお、2013年更新書案において、資産側の複合商品は一体として分類対象となるが、その際分類規準の一つである金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性は実質的に新たな分離処理の要件の役割を果たすため、2つの分離要件を内包する形となる。

2016年米国基準では、直近の2013年更新書案の提案を採用することなく、改訂前の米国基準を踏襲している。したがって、複合商品の会計処理は、同一の要件のもとで資産側及び負債側の両方を分離処理の対象にすることで対称性が維持された一方、IFRS9とのコンバージェンスは未達成に終わっている。

④コア預金負債

コア預金負債とは、契約上の期日がない要求払預金(当座預金や普通預金等)の負債のうち、経営者が安定的な資金調達源とみている部分のことである(FASB, 2010, Glossary)。改訂前の米国基準における要求払預金負債の取り扱いは債務額、すなわち預金額をもって貸借対照表に計上する。金融商品の公正価値情報の開示でも、契約上の期限がない要求払預金は、貨幣の時間価値を考慮する必要がないため、預金額をもって公正価値となる。一方、預金等を通じて資金調達を行う金融機関にとって、契約上は即日解約となりうる要求払預金のうち、顧客との取引関係等から概ね一定額は常に残高として滞留する部分、すなわちコア部分は、顧客の行動予測に基づいて安定的な資金調達源とみなして資金運営することが一般的である。したがって、契約上では期日がないが、経済実態上は一定期間を通じて安定的な資金調達源であるコア預金負債は、金融機関の資産・負債管理上では期間を有する負債として取り扱われ、金融機関の買

取・合併時の企業価値算定時も考慮されてきた経緯がある。

2010年更新書案では、コア預金負債の経済実態を重視する観点から、預金負債のうち、コアに該当する部分(平均残高)の測定属性は、再測定額とすることが提案されている(FASB, 2010, par.31)。通常の要求払預金負債の貸借対照表価額は、債務額または公正価値のいずれでも預金額となるが、再測定額は現在価値につき、割引金利がマイナスでない限り、コア預金負債部分の貸借対照表価額は「預金額>再測定額」となるため、金融機関の資金調達の巧拙が財務諸表の本体に表示される。なお、コアとなる預金負債の金額の把握や対象期間、割引に用いる資金レート等は、個々の金融機関の資金管理の実態に委ねるしかないため、2010年更新書案では、コア預金負債の再測定額の算定に用いたインプットや仮定等の開示を求めている(FASB, 2010, pars.106-107)。2010年更新書案の提案については、コア預金負債の再測定額に用いるインプットが主観的であるために比較可能性を損ねること、新たな測定属性の採用は金融商品会計を更に複雑化すること等の反対意見が多く寄せられた(FASB, 2013, BC143)。加えて2013年更新書案では、金融資産の測定属性は事業モデルに応じて償却原価または公正価値になったことで、コア部分を含む要求払預金負債を債務額で測定することによるデュレーションのミスマッチが大幅に減少するため(FASB, 2013, BC145)、改訂前の米国基準である債務額に回帰している。ただし、公開企業に限るものの、コア預金負債の現在価値の算定に必要なインプットの開示規定の提案は残している(FASB, 2013, 825-10-50-39)。

なお、この開示規定の提案も2010年更新書案と同様の反対意見が多く寄せられたことから(FASB, 2016, BC138)、2016年米国基準では開示規定を採用していない。したがって、コア預金負債の取扱いは、改訂前の米国基準となら変わらない結果になったため、その現在価値情報が財務諸表利用者に提供されない点は引き続き同じである。

このように米国における金融資産及び金融負債の認識と測定指針は、2つの更新書案を通じて見直しが検討されたものの、最終成果である2016年米国基準は、改訂前の米国基準の枠組みを基本的に踏襲した形となっている。2つの更新書案を通じて見直しが提案され、2016年米国基準で採用された唯一とも言える改訂は、株式等の持分証券の分類区分の単一化である。株式等の持分証券の公正価値測定による評価差額について、改訂前の米国基準では売却可能証券に分類すれば、その他の包括利益計上となる選択肢があった。この点について、2010年更新書案では金融商品の特徵（債務性商品に該当せず）の不一致、2013年更新書案では事業モデル（元利金取立とする事業目的に該当せず）及び金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（契約上のキャッシュ・フローではない）の要件不適合、2016年米国基準では売却可能証券の対象から除外等、方法は異なるものの、株式等の持分証券は公正価値&純損益に限定する方針は一貫している。また、公正価値測定が困難な株式等の持分証券の測定属性について、改訂前の米国基準では取得原価（減損損失控除後）が原則であったが、2つの更新書案を通じて観測可能価格法の適用が提案され、2016年米国基準で採用されるに至っている。検証可能な範囲で疑似的な公正価値を目指す観測可能価格法の採用は、株式等の持分証券は公正価値&純損益に一本化する方針と整合性がある。なお、公正価値測定によるその他の包括利益(累計額)の純損益への組替調整、いわゆるリサイクルは、改訂前の米国基準、2つの更新書案を経て2016年米国基準に至るまで、一貫して適用されている。

3. 2016年米国基準を通じた金融商品会計の見直し作業の評価

2016年米国基準の公表の可否に関するFASB構成委員7名の投票結果は、賛成4名に対して反対3名であり、かろうじて過半数の賛成をもって基準化されている。見直しに向け

た2つの基準書案の内容は大きく異なり、基準化の直前に公表された2013年更新書案の主な提案の多くは不採用になったこと等を勘案すると、2016年米国基準はFASB構成委員のみならず、米国基準の利害関係者の多くが満足する内容ではなく、賛否両論のまま基準化に至ったと解される。したがって、ここでは2016年米国基準の公表に反対した3名の委員の見解及び代替案を考察した後、FASBによる金融商品会計（分類と測定指針）の見直しの結果を総括する。

3. 1 2016年米国基準に対する反対意見の概要

2016年米国基準の公表に反対したFASB構成委員は、Thomas J. Linsmeier, Marc A. Siegel及びR. Harold Schroederの3名であり¹²、LinsmeierとSiegelは連名、Schroederは単独で反対意見を述べている。

3. 1. 1 Linsmeier & Siegelの反対意見の要旨

Linsmeier & Siegelは、今回の金融商品会計の見直しにおける3つの目的、すなわち会計情報の意思決定有用性の向上、金融商品会計の複雑性低減、米国基準とIFRSとのコンバージェンスはいずれも未達成として、2016年米国基準の公表に反対している。なお、Linsmeier & Siegelは、ほぼ同様の理由から2013年更新書案の公表にも反対している（FASB, 2013, BC354-364）。Linsmeier & Siegelによる反対意見の要旨は、次の通りである（FASB, 2016, pp.179-182）。

- 2016年米国基準は、金融商品毎に測定属性及び損益の測定方法が異なる混合測定属性モデルを踏襲したため、金融商品会計の複雑性低減に寄与していないこと。具体的には持分証券、債務証券、貸付金及び金融負債の種類別に3つの異なる損益の測定方法及び損益計算書上の表示方法を適用または許容したことで、財務諸表上の業績測定及び報告のパターンは12通りにもなっている。加えて複合商

品の分離処理や満期保有証券の途中売却等に対する懲罰的規定の踏襲は、金融商品会計の複雑性低減を妨げている。

- 金融商品の当初認識時における経営者の保有の意図に基づいて分類及び損益の測定方法を決定する 2016 年米国基準は、その後の経済状況によって変化する金融商品のリスク、それに対応して保有の意図を切り替えることで期待リターンを最大化を目指す経営者の行動を忠実に表現できないこと。具体的には経営者の保有の意図である金融商品の価値の実現方法（元利金の回収・支払い、売却・決済等）の変更による将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について、意思決定有用性がある情報の提供ができない。また、当初認識後の分類変更の制限は、企業の資源を効果的かつ効率的に管理する経営者責任の遂行を妨げるほか、場合によっては責任回避の理由になっている。
- 金融商品に関するリスク把握の重要性は世界金融危機の際に指摘されたにも関わらず、2016 年米国基準ではデュレーションリスク、金利リスク、流動性リスク及び公正価値情報の追加的な提供を求めていること。例えば、デュレーションリスクを把握するためには保有する全ての金融商品の公正価値情報が必要となるが、2016 年米国基準は、全ての企業についてコア預金負債の公正（現在）価値情報、非公開企業について償却原価による金融商品の公正価値情報の開示を求めている。金融機関の重要な財務指標である純資金損益の分析や金融機関同士の財務比較には、デュレーションリスクと密接な関係にある金利リスクが必要になるため、リスク情報の不足は金融市場の効率性に影響を及ぼすことになる。さらに 2016 年米国基準では、金融資産の価値の実現時期や金融負債の決済時期が把握できる追加情報の開示を求めているため、財務諸表利用者は資金流動性リスクを把握することが困難である。

3. 1. 2 Schroeder の反対意見の要旨

Schroeder は、償却原価を偏重した混合測定属性モデルである改訂前の米国基準の枠組みを踏襲したことで複雑性が幅広く残っており、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供できない 2016 年米国基準は、金融商品会計の改善という本来の目的が未達成として公表に反対している。Schroeder による反対意見の要旨は、次の通りである（FASB, 2016, pp.176-179）。

- 改訂前の米国基準と同じ複合商品の会計処理を踏襲した 2016 年米国基準は、金融商品会計の複雑性低減に寄与していないこと。複合商品の要素であるホスト契約と組込デリバティブは関連性があり、両者は一体として機能するように構成されている。したがって、両者の関連性が理解できる費用効率が高い開示がないまま、複合商品の分離処理をしても、意思決定有用性がある情報は提供できない。
- 2016 年米国基準は負債の公正価値測定のパラドクス問題に対処するため、公正価値オプション適用の負債の公正価値測定による評価差額のうち、自己の信用リスクの変動に起因する部分はその他の包括利益計上とするが、この会計処理は資産と負債の関連性を示さない恐れがあること。すなわち、公正価値測定による負債の変動は、当該企業が保有する資産の公正価値の変動に対する市場の評価を反映するならば、負債の公正価値測定から生じる利得は、資産価値の下落に起因している。この場合、資産側の公正価値測定による評価差額は純損益とする一方、負債側の公正価値測定による評価差額はその他の包括利益にするならば、計上区分が異なることで両者の関連性を表すことができない。加えて、負債の公正価値測定によるその他の包括利益（累計額）の組換調整を求める 2016 年米国基準は、金融商品会計の複雑性を増加させるほか、財務諸表利用者を惑わすことになる。
- 公開企業に対して、償却原価による金融商品の公正価値情報を貸借対照表上で表示または注記事項とすることの選択権を与える 2016 年米国基準は、財務諸表利用者の意思決定の

有用性に影響を及ぼすこと。貸借対照表上の表示または注記事項のどちらにするかの問題は情報の提供場所が異なるだけであり、財務諸表利用者の意思決定の有用性には影響を与えないとの見方がある。しかしながら、年次報告書に先だてて決算発表（earnings release）を行う公開企業において、貸借対照表は決算発表時の資料に含まれる一方、注記事項は後日公表の年次報告書に含まれるため、情報の提供場所の違いは提供時期の違いにつながる。したがって、公正価値情報の提供時期の遅延を許容する選択権を公開企業に与える2016年米国基準は、会計情報の意思決定有用性に影響を及ぼすことになる。

- 費用対効果や主観的な情報になるとの財務諸表作成者側の懸念を重視して、コア預金負債の公正価値や関連情報の開示を求めない2016年米国基準は、事実誤認があり、その懸念には正当性がないこと。金融機関の買収・合併に際して、コア預金負債は評価対象になっている。最近10年間をみると、毎年平均して80件以上ある金融機関の店舗買収において、コア預金負債の公正価値が引き合いに出されている。したがって、昨今の実際の取引事例から、コア預金負債の公正価値測定に必要となる観測可能インプットの入手は容易である。

3. 1. 3 2016年米国基準の公表に反対するFASB構成委員の見解の共通点

前述のように2016年米国基準の公表に反対するFASB構成委員の見解は多岐にわたるが、金融資産の当初認識時に経営者の保有の意図に基づいて測定属性及び損益の測定方法を決定づける混合測定属性モデルは、金融商品会計の複雑性低減に寄与しないこと、保有する金融商品のリスクを把握するためには公正価値及び関連情報の開示の拡充が必要であることを指摘する点は共通している。

混合測定属性モデルの場合、金融商品の分類区分の決定方法や分類区分の変更時の取り扱い、恣意的な分類変更を防止するための規定等

を整備する必要がある。また、公正価値&純損益となる分類区分以外の金融資産は、減損損失の認識及び測定の方法の検討を要するほか、分離した場合には異なる分類区分になる構成要素を含む複合商品は、分離処理の判断や分離方法等が問題となる。分類区分と損益の測定方法は密接な関連性があるため、分類区分の増加に応じて財務諸表上の業績測定及び報告のパターンも増加することで、金融商品会計の複雑性は増大する。これに対して、2008年討議資料が提案する長期的解決策の公正価値による単一測定属性モデルとした場合、解決すべき課題はあるが、混合測定属性モデルに起因する複雑性は解消または大幅に低減する（吉田、2016、pp.27-32）。しかしながら、2つの更新書案に寄せられたコメントの多くは、改訂前の米国基準と同様に償却原価を含む混合測定属性モデルを支持するものであり、2016年米国基準も踏襲している。分類区分の削減による複雑性低減は、株式等の持分証券について、公正価値&その他の包括利益区分を廃止し、公正価値&純損益に一本化した程度である。したがって、混合測定属性モデルに起因する複雑性の大半が残る2016年米国基準は、今回の金融商品会計の見直しの目的である複雑性低減は未達成として、その公表に反対する立場は一定の合理性が認められる。

2016年米国基準は、改訂前の米国基準が採用する混合測定属性モデルの枠組みを踏襲することから、金融資産及び金融負債の分類と測定に関連して複雑性低減を図るには限度がある。一方でFASBは金融商品会計が複雑との批判に応える必要があるため、公正価値及び関連情報の開示の省略・簡便化、新たな開示項目の抑制等を通じて、主に財務諸表作成者の事務負担の軽減を図っている。しかしながら、この場合の事務負担の軽減は、本来の複雑性低減に寄与するものではない。したがって、2016年米国基準が費用対効果の検討を十分に行うことなく、財務諸表作成者側だけの視点から金融商品のリスクの把握に必要な開示の追加を取りやめたならば、その公表に反対する立場は一定の合

理性が認められる。

3. 2 2016年米国基準に対する代替案の概要

2016年米国基準の公表に反対したFASB構成委員の3名は、反対意見とあわせて代替案を提示している。

3. 2. 1 Linsmeier & Siegelによる代替案の概要

Linsmeier & Siegelは、次に示す2つの代替案（以下「代替案A」、「代替案B」）を提示している。なお、いずれの代替案についても、2016年米国基準によって財務諸表上で提供されなくなった情報の追加開示を前提とした上、期限が1年以内の通常の営業循環過程から生じた債権・債務の測定属性として償却原価の適用を許容している（FASB, 2016, pp.182-184）。

代替案A：全ての金融商品は、公正価値 & その他の包括利益とする。キャッシュ・フローに関連して実現した変化である利息や配当、未実現の変化でも売却（または手仕舞い）目的で管理する金融商品の公正価値の変動や売却（または手仕舞い）による実現損益は営業損益（operating income）として表示する。それ以外の目的で管理する金融商品の公正価値の変動や売却（または手仕舞い）による実現損益は営業損益外として表示する。なお、その他の包括利益（累計額）から純損益への組換調整は行わない。

代替案Aは、金融商品会計の簡便化、金融商品に内在するリスク及び便益について最も意思決定有用性がある情報の提供を可能とし、経済サイクルを通じて変化するリスクに対応して、経営者が回収（弁済）のために保有または売却（手仕舞い）のいずれかを選択できる長期的な解決策を指向したものである。Linsmeier & Siegelが主張する代替案Aの主な利点は、次の通りである。

- 全ての金融商品の公正価値測定を通じて、金

融商品のデュレーションリスクや信用リスクについて意思決定有用性がある情報を提供できること。金利リスクや流動性リスクの補足情報を提供できること。

- 公正価値による単一測定属性モデルのため、分類規準や再分類、その後の売却等に関する指針が不要になるほか、混合測定属性モデルに付随する複合商品の分離処理、金融商品の公正価値ヘッジ、公正価値オプションが不要になること。
- 組換調整は不要、かつ償却原価は短期の営業債権のみに許容とすることで、複雑な信用減損モデルは不要になること。
- 営業損益の目標達成のために金融商品を売却（または手仕舞い）する動機は解消され、今後の金融商品の消滅（認識の中止）モデルの開発に際して、損益認識時期の問題が開発を妨げる可能性は低下すること。

代替案Aによると、ほとんど全ての金融商品の測定属性は公正価値となるため、見積りによる信頼性等の問題が生じることになる。この問題を理解した上で、Linsmeier & Siegelは、公正価値情報を拡充することで将来的に世界金融危機が再び生じた場合でも、財務諸表利用者は影響度の把握が容易となり、結果として早期回復につながる。なお、金融商品の償却原価も意思決定有用性がある情報として重要であれば、財務諸表上で表示または注記として情報提供すればよいとする。

代替案B：金融資産は、当初認識時に当該資産自体の性質または当該資産を創出した取引の性質に基づいて分類する。金融負債は償却原価を原則とするが、デリバティブまたは期日前に公正価値で決済予定のものは公正価値 & 純損益とする。

次の性質を有する金融資産は、公正価値 & 純損益となる。

- 唯一の投資の回収方法が売却のみの金融資産（株式等の持分性商品等）
- 契約で期限前償還が認められてお

り、当初投資額の全額を実質的に回収できない可能性がある金融資産

- ・キャッシュ・フローの変動可能性が高い金融資産(デリバティブ等)
- なお、取引の性質が売買目的の場合、当該取引から創出された金融資産は公正価値 & 純損益となる。

次のような性質を含む対顧客金融(customer financing)から創出された金融資産は、償却原価となり得る。

- ・顧客の資金ニーズに対応するための資金調達の手当て。
- ・債務の返済期間に対応する十分なキャッシュ・フローを創出できる借り手の能力を評価した上での引き受け。
- ・継続的に信用リスクを監視し、潜在的な信用損失事象をもとに相手方に対して契約上のキャッシュ・フローの調整交渉を行う組織の構造によるもの。

売買目的または対顧客金融以外の取引から創出された金融資産は、投資目的として公正価値 & その他の包括利益(実現した利得や損失、信用損失は純損益に計上)とする。例えば契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方を想定した総合利回りに基づく管理、金利リスクや資金流動性リスク管理のために投資する金融資産は、投資目的に分類される。

代替案 B は、代替案 A が採用されない場合の中間的な対応策であり、ある種の金融資産の測定属性は償却原価にすべきとする利害関係者の強い要請を反映している。なお、分類区分及び損益の測定方法は、IASB による IFRS9 に類似している。Linsmeier & Sigel が主張する代替案 B の主な利点は、次の通りである。

- ・分類基準は経営者の保有の意図(資産の価値の実現方法)ではなく、金融資産自体の性質

や当該資産を創出した取引の性質を基礎とするため、会計基準の簡素化につながるほか、実際の適用や監査が容易になること。

- ・全ての分類区分において途中売却を許容するため、再分類や償却原価となる分類の金融資産の途中売却等を想定した規定は不要になること。

3. 2. 2 Schroeder による代替案の概要

Schroeder は、財務諸表全体に関する代替案と金融商品の個々の会計処理に関する代替案の両方を提示している (FASB, 2016, pp.176-179)。

財務諸表全体に関する代替案は、金融商品の測定属性を一つに限るならば、将来キャッシュ・フローの予測に資する観点から公正価値であるが、公正価値または償却原価のいずれの単一測定属性モデルでも、財務諸表利用者に対して常に意思決定有用性がある情報の提供はできないとする。したがって、貸借対照表及び損益計算書上で償却原価と公正価値の両方の情報を表示(side-by-side presentation)すれば、各桁の測定値は単一の測定属性になるため、透明性が飛躍的に向上かつ投資者の理解度も向上するとして、二桁(dual-column)アプローチの採用を提案している。また、その他の包括利益(累計額)から純損益への組換調整は複雑性をもたらすとして、包括利益による単一計算書方式のもとで組替調整の廃止を提案している。

金融商品の個々の会計処理に関する代替案の概要は、次の通りである。

- ・複合商品の構成要素間の関連性が理解できる費用効率が高い開示がない限り、全ての複合金融商品に公正価値会計を適用することで負担軽減及び複雑性低減を図ること。
- ・コア預金は、買収による取得または預金獲得活動による内部創出のいずれであっても概念フレームワークの資産の定義を満たすこと、意思決定有用性がある低金利による資金調達の影響度及びデュレーションを反映できることから、その価値を公正価値で測定して無形資産に計上すること。

- ・コア預金の価値の無形資産計上が認められない場合、少なくとも残高及び平均残存期間の2つの意思決定有用性がある情報を開示すること。

3. 2. 3 2016年米国基準の公表に反対するFASB構成委員の代替案の共通点

前述のように2016年米国基準の公表に反対するFASB構成委員が示した代替案は複数に及ぶが、混合測定属性モデルからの公正価値と償却原価が混在した会計情報ではなく、公正価値による単一測定属性モデルからの会計情報を選好する点は共通している。この場合の償却原価に関する情報提供について、Linsmeier & Sigelは財務諸表上で表示または注記とする一方、Schroederは二桁アプローチによる財務諸表の作成と異なるが、いずれも情報提供は拒んでいない点も共通している。公正価値による測定範囲の拡大を通じて、金融商品会計の複雑性低減を図るとともに意思決定有用性がある情報の提供を目指す方針も同じである。

なお、その他の包括利益(累計額)からの純損益への組換調整について、2016年米国基準は改訂前の米国基準と同様に実施することを求めている。これに対して、2016年米国基準の公表に反対するFASB構成委員の3名が提示した代替案は、いずれも組換調整の実施に固執していない。その主な理由として、組換調整の実施は複雑性をもたらすことを挙げているが、組換調整を実施しない場合には現行の純損益概念に変化をもたらすことになる。Linsmeier & Sigelによる代替案Aでは、組換調整は不要とする一方、キャッシュ・フローの実現の有無や管理目的の違いに応じて営業損益または営業損益外とする損益計算書の表示区分で対応している。Schroederによる代替案は、純損益概念を廃止して包括利益に損益概念を一本化することで対応している。このように組換調整は不要とした場合の対応方法は異なるものの、いずれも現行の純損益概念にこだわらない点では共通している。

3. 3 FASBによる金融商品会計の見直し作業の総括

3. 3. 1 更新書案にみる見直し方針の変遷からの視点

FASBによる今回の金融商品会計の見直しは、2006年MoUに基づくIASBとの共同作業である金融商品会計の複雑性低減プロジェクトの結果である。第一弾である2010年更新書案の方針は、実質的に公正価値による単一測定属性モデルへの接近であり、仮に同方針のもとで見直しが図られた場合、改訂前の米国基準が採用する混合測定属性モデルに内在する複雑性は大幅な低減が可能となる。複雑性がもたらす弊害は、財務諸表作成者や監査人はもちろんのこと、財務諸表を通じて投資リスクや便益を分析する財務諸表利用者にも影響を及ぼす。世界金融危機の際には、同じ金融商品でも測定属性や損益の測定方法が異なる混合測定属性モデルの複雑性のために財務諸表上でリスクの実態の把握が困難となり、ひいては市場の効率性に悪影響を及ぼしたとの指摘がある。

したがって、2010年更新書案は、全ての金融商品を等しく取り扱う単一測定属性モデルへの接近による金融商品会計の複雑性の大幅な低減を通じて、会計情報の意思決定有用性の向上を図ったものである。しかしながら、新たな会計モデルとした場合の会計情報の目的適合性の解釈や市場性が乏しい状況での公正価値測定の信頼性等の解決を要する問題があるほか、実務面で大幅な変更を伴うことから、財務諸表作成者及び財務諸表利用者の双方にとって負担が大きいことも事実である。2010年更新書案の内容は、かねてから2008年討議資料やJWGドラフト基準等で示されたFASBの方針と同じである一方、その反対意見の内容や反対勢力の強さも同様であり、結果としてFASBは見直し方針の転換を余儀なくされた。

第二弾である2013年更新書案は、2010年更新書案の方針から一転し、改訂前の米国基準が採用する混合測定属性モデルに回帰するとともに、IASBによるIFRS9とのコンバージェンスを意識している。IFRS9の前身である国際

会計基準（International Accounting Standards, IAS）第39号「金融商品：認識と測定（以下「IAS39」）」（IASB, 当初公表は1999年であるが、IASBとしては2001年に採用）は、改訂前の米国基準と密接な関係にあり、両者は実質的にコンバージェンスがなされていた。IFRS9はFASBとの共同審議による金融商品会計の複雑性低減プロジェクトからのIASBの成果であるが、両者をとりまく利害関係者の意識は必ずしも同じではなく、複雑性低減の方向性にも差異が生じることになった。IAS39とIFRS9を比較すると、金融資産の分類対象及び分類規準、複合商品や株式等の持分性商品の会計処理等は異なるが、両者とも混合測定属性モデルとする大枠は同じである。この関係は、IAS39を改訂前の米国基準、IFRS9を2013年更新書案に置き換えても同様につき、2013年更新書案をもとに米国基準の見直しを図った場合、変更による負担は当然に生じる一方、大枠は変わらないから、改訂前の米国基準に内在する複雑性の大幅な低減は期待できない。

したがって、FASBとしては会計基準の見直しによる費用対効果を勘案の上、IFRS9とのコンバージェンスよりも、かねてから狙いである公正価値&純損益の適用範囲の拡大、具体的には株式等の持分証券は公正価値&その他の包括利益となる売却可能証券の対象外とし、公正価値&純損益に一本化する改訂に絞ったといえる。それ以外の主な改訂は、世界金融危機時に問題となった負債の公正価値測定による自己の信用リスク部分の区分表示程度であり、FASBによる今回の金融商品会計の見直しは、改訂前の米国基準を前提とした限定的な改訂にとどまっている。

3. 3. 2 今回の見直しに対する費用対効果からの視点

会計基準の導入または変更は、一般的に費用や負担の増加を伴うが、それが会計情報の有用性の向上につながるならば正当化される。逆に会計基準の導入または変更による効果よりも、それに伴う費用や負担の増加が上回る場合に

は、会計基準の導入または変更を行う合理性は認められない。

この費用対効果の観点から、IFRS9とのコンバージェンスを意識した2013年更新書案を採用した際の未知の複雑性と改訂前の米国基準による既知の複雑性を比較衡量した結果、FASBとしては2013年更新書案をもとに米国の金融商品会計を見直す便益は乏しいとする（FASB, 2016, BC44-45）。2013年更新書案を採用した場合の複雑性や効果は実際の適用時まで未知である一方、改訂前の米国基準は複雑との批判はあるが、全ての利害関係者において機知であり、長年にわたって実務に定着していることも事実である。改訂前の米国基準と2013年更新書案は、いずれも償却原価の意義を認めた混合測定属性モデルであるが、分類に際して改訂前の米国基準は個々の取引単位毎の当初認識時に指定かつ文書化で確認するに対して、IFRS9とのコンバージェンスを意識した2013年更新書案は包括的な単位である事業モデルで把握し、当該モデルの目的に沿った運用実態で確認する。個々の取引単位または包括的な単位のいずれも経営者の保有の意図を反映するものであるが、その把握及び確認の方法は異なっている。さらに分類区分に応じて測定属性及び損益の測定方法が異なる枠組みは、改訂前の米国基準及び2013年更新書案とも同じであるが、改訂前の米国基準では有価証券のみが分類対象に対して、IFRS9とのコンバージェンスを意識した2013年更新書案は、原則として貸出金等を含む全ての金融資産が分類対象になる。

したがって、2013年更新書案に基づいて見直しを行った場合、有価証券については分類規準の見直し、それ以外の金融商品については新たに分類を要するために大きな変更となる¹³。分類を要する有価証券の会計基準であるSFAS115の公表は1993年につき、米国の会計実務として20年以上の運用実績があることを勘案すると、利害関係者から変更の了承を取り付けるには相当な合理性が求められよう。2013年更新書案の公表から基準化に至る過程において、FASBは貸付金と有価証券に対して、こ

れまでと同様に異なる会計処理の適用を続けるのか、または2013年更新書案のように両者を区別せずに単一の会計処理とするのか、仮に単一の会計処理とする場合は価値の実現概念や事業モデルのみに依拠すべきかどうかを検討したが、結論までには至らなかった。また、貸付金及び有価証券の分類区分間の異動について、いかなる種類の制限を課すかどうかを検討したが、これも結論までには至らなかった（FSAB, 2016, BC48）。

金融商品会計における米国基準とIFRSとのコンバージェンスは、G20を含む多くの利害関係者が期待するところであり、FASBとしても軽視できないものの、米国の会計基準設定主体である限りは、米国の利害関係者にとって有益かどうかが最終的な判断基準になると解される。仮にIFRS9とのコンバージェンスを意識して、2013年更新書案をもとに基準化を進める場合には、分類対象や分類規準の見直しはもちろん、金融商品の定義自体の再検討を要する可能性がある。加えて、金融資産及び金融負債の分類と測定指針は、減損処理やヘッジ会計の前提となるため、ここでの決定は後に控えるこれらの金融商品会計の見直し作業にも影響を与える。FASBとしては、米国の利害関係者の視点からIFRS9とのコンバージェンスによる費用対効果を考慮した結果、コンバージェンスは複雑性を増大し、その適用は多大な負担が生じる一方、それに見合う会計情報の有用性の向上は期待できないとする（FASB, 2016, BC76）。したがって、2013年更新書案に基づく見直しは取りやめ、改訂前の米国基準の枠組みを前提の上、かねてから狙いである公正価値&純損益の対象範囲の拡大（売却可能証券の分類対象の見直し）と世界金融危機のアフターフォロー（負債の公正価値測定のパラドクス問題の解消）を中心に改善を図ったといえる。結果だけを見ると、FASBによる今回の金融商品会計の見直しは、漸進的ながら公正価値による単一測定属性モデルに近づいたといえる。

結びにかえて

本稿では2016年米国基準の概要及び基準化までに公表された2つの更新書案の分析を通じて、FASBによる米国の金融商品会計（金融資産及び金融負債の分類と測定指針）の見直し作業の結果を考察した。FASBとしては、改訂前の米国基準による混合測定属性モデルに起因する複雑性の抜本的な解決に向けて、2010年更新書案において公正価値による単一測定属性モデルへの接近を提案したが、米国の利害関係者の多くは支持しなかった。次いで2013年更新書案では混合測定属性モデルに回帰する一方、IFRS9とのコンバージェンスを提案したが、米国の利害関係者の多くは、それに伴う費用対効果に懸念を示した。その結果、2016年米国基準は、改訂前の米国基準と同様に混合測定属性モデルを採用することで利害関係者の理解を得ながら、FASBの狙いである公正価値&純損益の対象範囲の拡大を通じて複雑性低減を図り、かつ世界金融危機の事後対応を図る内容になっている。IFRS9とのコンバージェンスは未達成であるが、それは米国の利害関係者による優先順位付けの結果であり、IFRS9との差異を存置することで米国の金融商品会計の複雑性の増大を回避する選択を行ったといえる。FASBは米国会計基準の設定主体につき、コンバージェンスは重要な視点であるが、それ自体が最大の責務になるわけではない。

日本の金融商品会計についても、将来的にIFRS9とのコンバージェンスが議論になるが¹⁴、現在の日本基準は改訂前の米国基準及びIAS39との親和性が高い。したがって、FASBによる今回の金融商品会計（分類と測定指針）の見直し作業時の争点や会計基準設定主体としての対応は、日本における将来の金融商品会計の見直しに際して参考になる点が多いと解される。

以 上

注

- 1 IASBによる金融資産及び金融負債の分類と測定の見直し作業の結果、すなわちIFRS9のフェーズ1の総括は、吉田(2016)を参照されたい。
- 2 公開企業以外の全ての企業（非公開企業、非営利組織、従業員年金基金等）は、2018年12月15日後に開始する事業年度からの適用となる。なお、12月決算の公開企業を想定した場合、2016年度及び2017年度の2年間は改訂前の米国基準が適用される。財務諸表作成者及び監査人や利用者は、その間に会計基準の変更対応を進めることで、2018年度から2016年米国基準が適用される。
- 3 信用損失に関するSFAS114及びヘッジ会計に関するSFAS133の見直しは、分類と測定指針の見直し後に取り上げられる。
- 4 負債の公正価値測定のパラドクス問題とは、信用リスクの増大（割引率の上昇）による負債の公正価値の減少は純損益の増加につながるため、通常は保守的な会計処理が求められる負債の発行者の信用リスクの増大時に逆な結果となる事態を指す。
- 5 この時点において、FASBは金融資産及び金融負債の分類と測定、減損及びヘッジ会計は相互に関連性があることから、金融商品会計に係る米国基準の改訂は一括で対応する方針を採用している。これに対して、世界金融危機を背景に時限を区切って早急の見直しを求めるG20の要請を重視したIASBは、開発作業の加速化を図るため、フェーズ1「金融資産及び金融負債の分類と測定」、フェーズ2「減損の方法」、フェーズ3「ヘッジ会計」の3つのフェーズを設定し、完成したフェーズ毎に改訂していく方針を採用している。
- 6 改訂前の米国基準で分類を要する金融商品は有価証券のみであるが、2010年更新書案（2013年更新書案も同じ）では、金融資産の全般を分類対象とする。したがって、改訂前の米国基準の用語は、有価証券のみを想定した持分証券（equity security）及び債務証券（debt security）に対して、2010年更新書案の用語は、持分性商品（equity instrument）及び債務性商品（debt instrument）になっており、本稿でも用語の使い分けをしている。
- 7 次の全ての要件を満たす複合商品は、ホスト

契約と組込デリバティブに分離処理の上、各々に独立した会計処理を適用する（ASC 825-15-25-1）。

- ①ホスト契約と組込デリバティブ間の経済的特徴及びリスクが明確かつ密接に関連していないこと。
 - ②分離処理した場合の組込デリバティブは、デリバティブの定義を満たすこと。
 - ③複合商品は、公正価値&純損益となる対象ではないこと。
- 8 金融機関は、業務の必要性から社会的基盤である金融システムに加わるため、中央銀行等の当該システムの運営主体に出資を求められる場合がある。
 - 9 IFRS9とのコンバージェンス作業に注力する前、FASBは次の事業戦略に基づく分類規準を検討していた。
 - ①顧客の資金調達または資金運用に関する活動
顧客の資金調達または資金運用活動に関連して金融資産を管理する事業戦略であり、契約上のキャッシュ・フローの全額の回収を主たる目的とするため、売却は信用リスクからの損失の軽減や特定のリスク管理の遂行に限られる。会計処理は、償却原価となる。
 - ②投資活動
保有または売却を通じて金利リスクや資金流動性リスク管理を行う事業戦略であり、契約上のキャッシュ・フローの回収または売却によるリターンの最大化を主たる目的とする。会計処理は、公正価値&その他の包括利益となる。
 - ③トレーディングまたは売買を目的とする活動
取得時点から売却を目的とするか、公正価値ベースで能動的な管理を行う事業戦略であり、会計処理は公正価値&純損益となる。
 - 10 例えば、株式等の持分商品（証券）の公正価値測定による評価差額の会計処理について、2016年米国基準では純損益計上のみとなる。これに対して、IFRS9も原則は純損益計上とするが、当初認識時に一定の開示を条件としてその他の包括利益計上を選択できる、いわゆるその他の包括利益オプションの適用を認めている。なお、その他の包括利益オプションを適用した場合のその他の包括利益（累計額）は組替調整の対象外となるが、米国会計基準では、その他の包括利益（累計額）は全て組替調整となる点

も異なる。

- 11 例えば、企業会計基準委員会は、2010年更新書案及び2013年更新書案に対してコメントを提出しているが、いずれも米国基準とIFRSのコンバージェンスを求めている。
- 12 LinsmeierはSECの主任会計担当官の特別相談役の経験もある会計学者である。Sigelは通信、メディア、ヘルスケア、保険等の様々な業務経験があり、リスク管理手段の開発・コンサルティング会社にて会計分野の調査・分析チームを率いた実務家である。Schroederは公認会計士として会計事務所勤務のほか、投資運用会社のパートナー経験がある実務家である。
- 13 この点について、IAS39及びIFRS9の分類対象は、有価証券や貸出金等の取引形態ではなく、金融資産という定義に基づくため、米国基準のような問題は生じない。
- 14 2015年3月の第307回企業会計基準委員会では、金融商品に関する日本の会計基準とIFRS9のコンバージェンス作業に着手するかどうかは将来的な検討課題と位置づけ、当面はIFRS9の実務上の懸念の把握にとどめることが審議されている。

参考文献

- FASB (1984) SFAS80 Accounting for Futures Contracts.
- FASB (1993) SFAS114 Accounting by Creditors for Impairment of a Loan (an amendment of FASB Statements No.5 and 15).
- FASB (1993) SFAS115 Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities.
- FASB (1998) SFAS133 Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities.
- FASB (2007) SFAS159 The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities- Including an amendment of FASB Statement No.115.
- FASB (2010) Proposed Accounting Standards Update, Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities, Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815), Exposure Draft.
- FASB (2013) Proposed Accounting Update, Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10), Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities, Exposure Draft.
- FASB (2016) Accounting Standards Update No.2016-01 Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities.
- FASB (※) Accounting Standards Codification.
 ※ ASCは逐次改訂されるため、文中の参照規定のうち、2016年米国基準で修正または追加された規定は「2016年改訂後ASC」とし、それによって影響を受けた修正前の規定は「改訂前ASC」、影響を受けずにそのままの規定は「ASC」としている。
- IASB (2008) Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments.
- IASB (2001) IAS39, Financial Instruments: Recognition and Measurement.
- IASB (2014) IFRS Statement 9, Financial Instruments.
- JWG (2000) Financial Instruments and Similar Items.
- 吉田康英 (2016) 『IFRS9「金融商品」の構図—IAS39置換プロジェクトの評価—』同文館出版。